秘密保持契約書

作成地

日付

甲

氏名または会社名

住所または所在地

法人番号など(法人の場合)または本人確認書類

乙

氏名または会社名

住所または所在地

法人番号など(法人の場合)または本人確認書類

契約の類型

- [ ] 双務型:当事者の双方が秘密情報を開示することがある
- [ ] 片務型:甲のみが乙に秘密情報を開示する

目的

甲及び乙は、次の目的(プロジェクト、交渉、共同作業など)のために秘密情報を交換することを予定している。

目的・経緯の説明

対象となる情報

- [ ] 技術情報
- [ ] 営業情報
- [ ] 財務情報
- [ ] 個人データ
- [ ] 秘密と明示されたその他の情報

取決め

1. 秘密情報とは、上記の目的に関し、書面、口頭その他の方法で開示される非公開の情報のうち、秘密である旨が示されたもの、または性質上、秘密であることが合理的に明らかなものをいう。

2. 受領者は、秘密情報を秘密として保持し、自己の重要な情報と同等以上の、少なくとも合理的な注意をもって管理し、上記の目的のためにのみ使用する。

3. 受領者は、秘密情報を知る必要のある者で、同等以上の秘密保持義務を負う者に対してのみ開示する。

4. 受領者の責めによらず公知である情報、受領者が既に知っていた情報、第三者から適法に入手した情報、独自に開発した情報は対象外とする。法令または官公庁の要請による開示は、可能な限り事前に相手方へ通知したうえで行うことができる。

5. 受領者は、相手方の求めがあった場合または関係の終了時に、秘密情報とその複製を返却または破棄する。ただし、法令上保存が必要なものを除く。

6. 本契約は、秘密情報に関するいかなるライセンスや所有権も移転しない。違反があった場合、被害を受けた当事者は、違反の停止と損害の回復のために、法令が認めるあらゆる措置を求めることができる。

契約の有効期間

契約終了後の秘密保持期間

準拠法及び管轄裁判所

甲の署名

署名者の氏名（楷書）

乙の署名

署名者の氏名（楷書）